

子育て世代定住化促進奨励金事業

—No.49 吉見町—

【事業の目的】

吉見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少の抑制と人口減少社会への適応を図るため、子育て世代の町内定住促進を目的としています。

【事業の内容】

- 子育て世代定住化促進奨励金（拡充）
子育て世代の方のマイホーム取得を応援する事業です。
持ち家のない子育て世代の方が、町内に定住するための住居を購入・建築した場合、費用の一部を助成します。
さらに、親との同居（同一の家屋に居住）や、近居（子育て世代とその親が吉見町に居住）に対しては、奨励金を加算して交付します。
- 子育て世代同居増築奨励金（平成29年4月1日からスタート）
子育て世代とその親が共に暮らし、世代間の助け合いを促進する環境づくりを応援する事業です。子育て世代の方とその親が同居するための増築に対して、費用の一部を助成します。

※ 同居・近居の加算、同居増築の対象となる「親」は、1年以上吉見町に継続して居住している方が対象です。

【事業年度】

平成29年度～平成31年度

【予算額(千円)】

9,500千円

【財源】

一般財源（町）

【事業実施に至った背景・経緯】

吉見町は、子育て世代のマイホーム取得・定住を応援するため「子育て世代定住化促進奨励金」制度を、平成26年度から3年間の期限付きでスタートさせました。平成26年4月から平成29年2月までの間に、この制度を活用したマイホームの取得が93件で、349の方が町内に定住しており、子育て世代の町内定住に効果が認められることから、今回、事業の継続と更なる拡充を決定しました。

【事業のPRポイント】

- 子育て世代定住化促進奨励金
 - ・ 新築住宅取得支援：家屋取得価格（税抜）の5%（上限50万円）
 - ※ 千円未満は切り捨て
 - ※ 奨励金のうち44万3千円（ヨシミ）を超える部分は地域通貨券で交付。
 - ・ 中古住宅取得支援：一律25万円
 - ※ 奨励金のうち1万5千円（イチゴ）は地域通貨券で交付。
 - ・ 同居加算：10万円、近居加算：5万円
- 子育て世代同居増築奨励金
 - ・ 増築価格（税抜）の5%以内（上限20万円）
 - ※ 千円未満は切り捨て
 - ※ 奨励金のうち1万5千円（イチゴ）は地域通貨券で交付。
 - ・ 奨励金の交付を受けた方へ、町の特産品等を記念品として贈呈します。

【事業実績・成果・今後の展開】

利用実績	93件	
取得住宅	新築	82
	中古	11

制度利用に伴う定住者	349人	
住宅を取得する前の居住地等	町内	174
	町外	67
	Uターン	108

子育て世代定住化促進奨励金
(H26.4月～H29.2月の暫定集計値)

事業期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間です。今回事業を拡充した部分も含めて 3 年間の実績・効果等を検証し、その後の展開を検討していきます。

【参考資料】

チラシ

- ・ 子育て世代定住化促進奨励金
- ・ 子育て世代同居増築奨励金

〔 連絡先 〕

政策財政課 政策調整係 0493 (54) 5026 (内線 226)

継続決定!

子育て世代定住化促進奨励金

子育て世代の住宅取得を奨励します!

吉見町では、子育て世代の住宅取得を応援する子育て世代定住化促進奨励金を実施しています。吉見町でマイホームを手に入れてみませんか。

町内に住居を購入・建築する子育て世代に最大50万円の奨励金を交付します。さらに、親と同居(同一の家屋に居住)すると10万円の加算、近居(子育て世代とその親が吉見町に居住)すると5万円を加算します。

🍓 奨励金の内容

- ・新築住宅取得支援
家屋取得価格(税抜き)の5%(上限50万円)
※千円未満は切り捨てとなります。
※奨励金のうち44万3千円(ヨシミ)を超える部分は、地域通貨での交付となります。
- ・中古住宅取得支援
一律25万円
※奨励金のうち1万5千円(イチゴ)は地域通貨での交付となります。
- ・同居加算
10万円
※子育て世代とその親(1年以上継続して吉見町に居住していること)が同一の家屋に居住することが条件。
- ・近居加算
5万円
※子育て世代とその親(1年以上継続して吉見町に居住していること)が共に吉見町に居住することが条件。
- ・記念品
奨励金の交付を受けた方へ町の特産品等を記念品として贈呈します。
※米・いちご・施設利用券などを贈呈予定です。

🍓 対象世帯(子育て世代)

- ・中学生以下の子どもを扶養する世帯(住民票で親子関係が確認できること)
- ・出産予定のある方がいる世帯(妊娠22週間以後であること)
- ・夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満の世帯

🍓 対象となる住宅

- ・専用住宅(床面積が50㎡以上)
- ・店舗等の併用住宅(住宅部分が1/2以上かつ50㎡以上)
※自己居住用であり、キッチン・浴室・トイレ及び居室を備えること(離れ家不可)

🍓 奨励金の交付条件

- ・平成26年4月1日以降に建築確認申請の確認又は売買契約を締結していること(加算を除く)。
- ・加算は、平成29年4月1日以降に建築確認申請の確認又は売買契約を締結しているものが対象。
- ・本町に永住の意思をもって住宅を取得し、住民登録をすること。
- ・本人名義の住宅の所有権を登記していること(共有している場合は持分割合が最も多い方)。
- ・住民税を滞納していないこと。



関連の補助金

太陽光発電システム補助金
(補助金額上限5万円)

合併浄化槽設置補助金(新設)
(補助金額15万円)

 **申請方法について** 本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。


●**交付申請（提出書類）**

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 世帯全員の住民票の写し(交付申請日前1月以内に発行されたもので続柄及び本籍が確認できるもの)
- (3) 親と同居又は近居する場合は、親世帯全員の住民票の謄本の写し及び親との続柄が確認できる戸籍謄本(住民票で親子関係を確認できない場合)の写し
- (4) 出産予定のある者の区分で申請する場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (5) 外国籍である場合は、外国籍である全員の日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (6) 申請者の従前居住地の住民税の納税(完納)証明書又は非課税証明書
- (7) 住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書又は売買契約書等の写し)
- (8) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又はそれに代わるものの写し
- (9) 誓約書(様式第2号)
- (10) 現況写真
- (11) 建物配置図、各階平面図及び立面図
- (12) 位置図
- (13) その他町長が必要と認める書類

※様式及び添付書類が変更になっていますので、ご注意ください。

●**実績報告（提出書類）**

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) 取得した建物の登記事項証明書
- (3) 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し)
- (4) 世帯全員の住民票の写し(住所移転後のもので、実績報告日前1月以内に発行され、続柄及び本籍が確認できるもの)
- (5) 親世帯全員の住民票の写し(親と同居又は近居する場合で、同居又は近居の実態が分かり、実績報告日前1月以内に発行され、続柄及び本籍が確認できるもの)

 **事業期間**

- 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

 **定住化奨励Q & A**

Q どのような人が子育て世代定住化促進奨励金をもらえるのですか？

A 町にずっと住んでいただけの子育て世代の方に奨励金を交付します。

Q 増築は対象となりますか？

A 対象なりません。子育て世代同居増築奨励金をご検討ください。

Q 今、住んでいる家が老朽化したため建替えをしたいのですが、対象になりますか？

A 吉見町内に現在住宅を所有していないことが要件ですので、親名義の住宅を解体し、子名義の住宅を新築する場合などは対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

Q 交付申請は、いつの時点でするのですか？

A 建築工事着手前(建築する場合)又は売買契約締結後(建売り・中古の場合)速やかに申請してください。

Q 年齢要件はいつの時点が基準ですか？

A 申請年度の4月1日が基準となります。

Q 交付申請書類を代理人(建築業者等)が持参しても受け付けてもらえますか？

A 委任状が添付され、申請書類(添付書類含む)が揃っていれば受け付けます。



お問い合わせ 吉見町役場政策財政課政策調整係
電話： 0493-54-5026 (直通)

吉見町子育て世代同居増築奨励金

平成29年4月1日スタート！！

吉見町では、子育て世代とその親がともに暮らし、世代間の助け合いを促進する環境を整備するため、子育て世代の方とその親が同居する住宅を増築した場合に奨励金を交付します。

子育て世代の方とその親が同居するために既存住宅(子育て世代又はその親が所有する住宅)を増築(10㎡以上の居住区画)した場合に、最高20万円の奨励金を交付(子育て世代又はその親で、増築工事の契約をした方が申請者になります。)するとともに、奨励金の交付を受けた方に町の特産品等を記念品として贈呈します。

対象の子育て世代(次のいずれかに該当すること)

- 中学生以下の子どもを扶養する世帯(住民票で親子関係が確認できること)
- 出産予定のある方がいる世帯(申請日時点で妊娠22週間以後であること)
- 夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満の世帯

対象の親(次のすべてに該当すること)

- 子育て世代の世帯主又はその配偶者の1親等の直系尊属
- 吉見町に継続して1年以上居住していること

奨励金の額

- 増築価格の5%以内(上限20万円)
*千円未満切り捨て このうち、1万5千円(15(いちご))は地域通貨で交付します

事業期間等

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

上記期間に住宅を増築し、増築費用の支払いから6カ月以内に申請してください
奨励金の交付を受けるには、その他にも要件がありますので、詳しくは下記お問い合わせ先までご連絡ください



お問い合わせ

吉見町政策財政課 TEL0493-54-5026

吉見町ホームページ <http://www.town.yoshimi.saitama.jp>

●申請方法について 本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。

●交付申請（提出書類）

- (1) 同居増築奨励金交付申請書(様式第1号)
- (2) 子育て世代とその親の親子関係を証明できる戸籍謄本の写し
- (3) 交付対象世帯員全員の住民票の写し(交付申請日前1月以内に発行されたもので続柄及び本籍が確認できるもの)
- (4) 交付対象世帯員全員(子どもを除く。)の住民税の納税(完納)証明書又は非課税証明書
- (5) 子育て世代の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (6) 外国籍である場合は、交付対象世帯員全員が日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (7) 交付対象住宅の登記事項証明書(建物表題変更登記が完了したもの)
- (8) 住宅の工事請負契約書の写し
- (9) 増築に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し)
- (10) 誓約書(様式第2号)
- (11) 現況写真
- (12) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- (13) 位置図、建物配置図、各階平面図及び立面図
- (14) その他町長が必要と認める書類等



●交付請求（提出書類）

- (1) 交付請求書(様式第4号)

●同居増築奨励金 Q & A

Q どのような人が同居増築奨励金をもらえるのですか？

A 町にずっと住んでいただける子育て世代で親と同居する方に奨励金を交付します。

Q 離れ家は対象となりますか？

A 対象となりません。母屋で子育て世代と親が同居をすることが要件のひとつです。

Q 今、親と住んでいる家を増築したいのですが、対象になりますか？

A 対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

Q 親と住む予定の家に収納スペースを増築するのですが、対象になりますか？

A 収納スペースは居住区画ではないためそれだけでは対象となりません。

Q 交付申請は、いつの時点でするのですか？

A 工事が完成し、登記・住民票の異動等が完了の後で、工事の支払いから6カ月以内に申請してください。

Q 年齢要件はいつの時点が基準ですか？

A 申請年度の4月1日が基準となります。

Q 交付申請書類を代理人(建築業者等)が持参しても受け付けてもらえますか？

A 委任状が添付され、申請書類(添付書類含む)が揃っていれば受け付けます。